

●忘れてないかあの診療
症例研究
 ●落としてないかその点数

初診時にP急発を有する患者への
 歯周病検査と歯管の算定

2014年度改定において、初診時にP急発を有する患者の歯周病検査と歯管の算定の取扱いが示されている。今回はその取扱いを解説する。

電子請求においては算定日情報の審査により、P急発が発症している際に歯周病検査を算定すると返戻となる場合があることや、歯周病検査が請求できなくなるとその後のSCなどの算定にも影響が生じるため、ご注意いただきたい。

患者：67歳・男性

主訴：歯ぐきが腫れて、物が噛めなくなった。

所見：7部の頬側歯肉に波動性の腫脹を認める。

7月傷病名：7P急発, GA

| 月日 | 部位 | 療法・処置 | 点数 |
|-------|----|---|-----|
| 7月28日 | | 初診 | 234 |
| | 7 | X-Ray (D) 1F 電 | 58 |
| | | ポケットよりガッタパーチャポイントを挿入し撮影。ポケットと根尖は交通していない。根分岐部に透過像あり。 | / |
| | | 口腔内消炎手術(切開) 注①② | 180 |
| | | 疼痛(+)腫脹(++)。10mm切開し排膿(++)出血(+). | / |
| | | アクリノールで洗浄後、アクリノールガーゼを挿入し留置。 | / |
| | | 咬調 | 40 |
| | | 処方せん(処方内容略) | 68 |
| | | 歯管(管理内容略) 注③ | 110 |
| 7月29日 | | 再診 | 45 |
| | 7 | 疼痛(+)腫脹(+). 注④ | / |
| | | SP(JG)。アクリノールで洗浄。 | / |
| | | アクリノールガーゼを交換して挿入し、留置。 | / |
| 7月31日 | | 再診 | 45 |
| | 7 | 疼痛(+)腫脹(+). 注④ | / |
| | | アクリノールガーゼ自然脱落。 | / |
| | | P処 注⑤ | 14 |
| | | ペリオクリン歯科用軟膏0.5g1シリンジ | 58 |

8月傷病名：7P急発 7≡7 P₂

| | | | |
|-------|-----|--|---------|
| 8月7日 | | 再診 | 45 |
| | 7 | 疼痛(±),腫脹(±). 注④ | / |
| | | SP(JG) | / |
| | | P処 注⑤ | 14 |
| | | ペリオクリン歯科用軟膏0.5g1シリンジ | 58 |
| | | 歯管 注⑥ | 110 |
| | | 改善しているが腫脹等の急性症状あり。処置を継続し、症状の改善を図ることを患者に説明。 | / |
| 8月17日 | | 再診 | 45 |
| | 7 | 疼痛(±),腫脹(±)。SP(JG) 注④ | / |
| | | P処 注⑤ | 14 |
| | | ペリオクリン歯科用軟膏0.5g1シリンジ | 58 |
| 8月25日 | | 再診 | 45 |
| | 7 | 疼痛(-),腫脹(-)。症状安定。SP(JG) | / |
| | 7≡7 | P基検(検査結果略) 注⑦ | 200 |
| | | パノラマX-Ray バ電(読影所見略) | 402 |
| | | 歯周治療を行う治療計画を説明し、患者の同意を得る。 | / |
| | 7≡7 | 歯清 | 60 |
| | 7≡7 | SC | 66+38×2 |
| | | P基処(アクリノール) 注⑧ | / |

《解説》

注① 口腔内消炎手術を算定する場合は、カルテに手術部位、症状および手術内容の要点を記載する。

注② 下記の疑義解釈より、7月28日にP急発, GAで口腔内消炎手術を行ったため、7月28日は歯周病検査が算定できない。

○疑義解釈(2009年1月28日付)

(問) 歯周疾患の急性症状時に口腔内消炎手術(切開排膿等)と同日に行った歯周組織検査に係る費用は算定できるか。

(答) 現行では、歯周疾患において、口腔内消炎手術(切開排膿等)と同日に行った歯周組織検査に係る費用は算定できない取扱いである。

注③ 2014年度改定で、初診時に歯周病の急性症状があり症状寛解後に継続的管理を行う場合の歯管と歯周病検査の算定の取り扱いが示された。

具体的には、患者又は家族に内容を説明した上で管理計画書を提供し、1回目の歯管を算定する。その後、急性症状寛解後に歯周病検査を行い、その検査結果を含む歯管の継続管理計画書を作成し、その内容を説明して患者または家族に提供する。

7月28日は、7のP急発, GAへの管理計画書を提供し、歯管を算定した。

注④ 注③より、症状が寛解していないため、7月29日と31日および8月7日と17日は歯周病検査が算定できない。

注⑤ 急性症状があるため、急性症状の寛解を目的に歯周ポケット内に特定薬剤を注入し、P処14点と特定薬剤の点数を算定した。

注⑥ 急性症状が寛解せず、2回目の歯管算定までに歯周病検査が実施できない場合でも、歯管は算定できる。その場合は、カルテに症状の要点を記載する。

注⑦ 注③より、症状の寛解を確認し歯周病検査を実施した。また、検査結果を含む歯管の継続管理計画書を作成し、説明した上で文書提供をした。

注⑧ P処を算定した月はP基処は算定できない。

* 実態に即してご請求下さい *